独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の公表について

「特殊法人等整理合理化計画」（平成１３年１２月１９日閣議決定）、「公務員制度改革大綱」（平成１３年１２月２５日閣議決定）及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成１４年４月２６日閣議決定）に基づき、次のとおり公表します。

法人名　国立大学法人鹿屋体育大学

令和８年１０月１日現在

役　職	氏　　名	就 任 年 月 日	経　　歴
学　長	金久　博昭	令和4年4月1日	昭和５８年　４月　東京大学教養学部助手 昭和５９年　４月　国際武道大学体育学部講師 平成　２年　４月　国際武道大学体育学部助教授 平成　５年　４月　富山大学教育学部助教授 平成　９年　４月　東京大学大学院総合文化研究科助教授 平成１８年　４月　国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授 平成２２年　４月　国立大学法人鹿屋体育大学体育学部教授 平成２３年　４月　国立大学法人鹿屋体育大学教授（組織再編に伴う配置換） 平成２６年　４月　国立大学法人鹿屋体育大学副学長　（兼任　～H２８．７） 平成２８年　８月　国立大学法人鹿屋体育大学理事・副学長 平成３０年　４月　国立大学法人鹿屋体育大学スポーツ生命科学系教授 平成３１年　３月　国立大学法人鹿屋体育大学定年退職 平成３１年　４月　国立大学法人鹿屋体育大学名誉教授 平成３１年　４月　立命館大学スポーツ健康科学部教授 令和　４年　３月　立命館大学スポーツ健康科学部退職
理　事	奥山　敏之	令和8年4月1日	昭和６３年　４月　東北大学 平成　４年　４月　文部省 平成１９年　４月　国立大学法人東京農工大学　総務担当副学長付課長 （命）財務企画チームリーダー 平成２１年　４月　文部科学省スポーツ・青少年局参事官付参事官補佐 （併）青少年育成調整専門官（併）青少年国際交流専門官 平成２３年　４月　文部科学省スポーツ・青少年局青少年課課長補佐 （併）参事官付参事官補佐 平成２４年　４月　文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課課長補佐 （併）トレーニング拠点整備推進専門官 平成２５年　４月　文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課課長補佐 平成２６年　４月　文部科学省スポーツ・青年局学校健康教育課課長補佐 平成２７年１０月　文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課課長補佐 平成２９年　４月　国立大学法人大分大学総務部長 平成３１年　４月　国立大学法人電気通信大学総務部長 令和　４年　４月　国立大学法人北海道大学総務企画部長 令和　５年　３月　国立大学法人北海道大学総務企画部長（兼）国際部長 令和　５年　４月　国立大学法人北海道大学総務企画部長 令和　６年　４月　国立大学法人北海道国立大学機構北見工業大学学長補佐（兼）事務部長 令和　８年　３月　文部科学省退職（役員出向）
監事	武隈　晃	令和6年9月1日	昭和５９年　４月　鹿児島大学教育学部講師 平成　２年１０月　鹿児島大学教育学部助教授 平成１６年　４月　国立大学法人鹿児島大学教育学部教授 平成２０年　４月　国立大学法人鹿児島大学教育学部副学部長 平成２２年　４月　国立大学法人鹿児島大学教育学部長 平成２２年　４月　国立大学法人鹿児島大学大学院教育学研究科長（兼任　～H26.3） 平成２６年　５月　国立大学法人鹿児島大学副学長（学生生活担当） 平成２８年　４月　国立大学法人鹿児島大学稲盛アカデミー長（兼任　～R6.8） 平成２８年　４月　国立大学法人鹿児島大学副学長（稲盛アカデミー担当） 平成２９年　４月　国立大学法人鹿児島大学副学長（稲盛アカデミー企画担当） 平成３１年　４月　国立大学法人鹿児島大学理事（教育担当） 平成３１年　４月　国立大学法人鹿児島大学副学長（教育担当）（兼任　～R6.8） 平成３１年　４月　国立大学法人鹿児島大学総合教育機構長（兼任　～R6.8） 令和　６年　８月　国立大学法人鹿児島大学退職

〈参考〉

「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）Ⅲ－４－（２）（抄）

二　各独立行政法人等（独立行政法人等情報公開法の対象法人）の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）Ⅱ－３－（２）－⑥（抄）

ア　各独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象法人）の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）６（抄）

(4)　法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。